

わずか20人の体制で 災害で役割果たせぬ

市政改革委員会 寺戸議員が質問



寺戸月美議員

8月27日の市政改革委員会です。寺戸月美議員は、「特別区」に移行した場合の、災害時の危機管理体制や権限などについて質問しました。

現在の大阪市の危機管理室の職員体制は43人で、自然災害や大規模事故が発生した際には、危機管理の基本的な政策を立案し、各局を指揮して

全庁的な調整を行うことになっていきます。「協定書」では「特別区」の危機管理室の体制は4区で計90人、1区当たり20人の職員数になり、業務はほぼ変わりません。

危機監理の役割 や責任果たせぬ

寺戸氏は、現淀川区では、市民協働課が区内の地域振興や街づくり、危機管理に関わる防災・防犯などの業務を25人で兼務していると指摘。5つの行政区を合わせて設置

する新「淀川区」で、たった20人の配置で、災害から区民の安全を守る役割や責任を果たせるのか疑問だと強調しました。

「特別区」での災害対応について危機管理室は、住民投票で「特別区」設置が可決されて以降に検討されると答弁しました。寺戸氏は、南海・東南海地震は30年以内に80%の確率で発生すると予測されおり、「特別区」移行の直前でも起こりうる」と指摘。新「淀川区」の本庁職員の約8割が、区外の中之島庁舎に

勤務するため、災害時の初動対応や被害状況の把握に困難が生まれるとし、「〔特別区〕に司令塔となる危機管理室があっても、何らその役割や責任は果たせない」と力説しました。

府内では、基本的に各自治体が消防局や消防本部など消防業務を担っていますが、独立した自治体であるはずの「特別区」は自前の消防局を持たず、府知事が消防組織の管理責任者になります。

寺戸氏は、「消防のことを審議して決定するのは府議会になり、『特別区』の自己決定権が失われる」と指摘。「消防業務の府への一本化は、市民の安全・安心を守るためのもではない。自前の消防局を持たないようなら、『特別区』にする必要はまったくない」と批判しました。